

事務局説明資料②(サステナビリティに関する開示(1))

2021年10月1日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

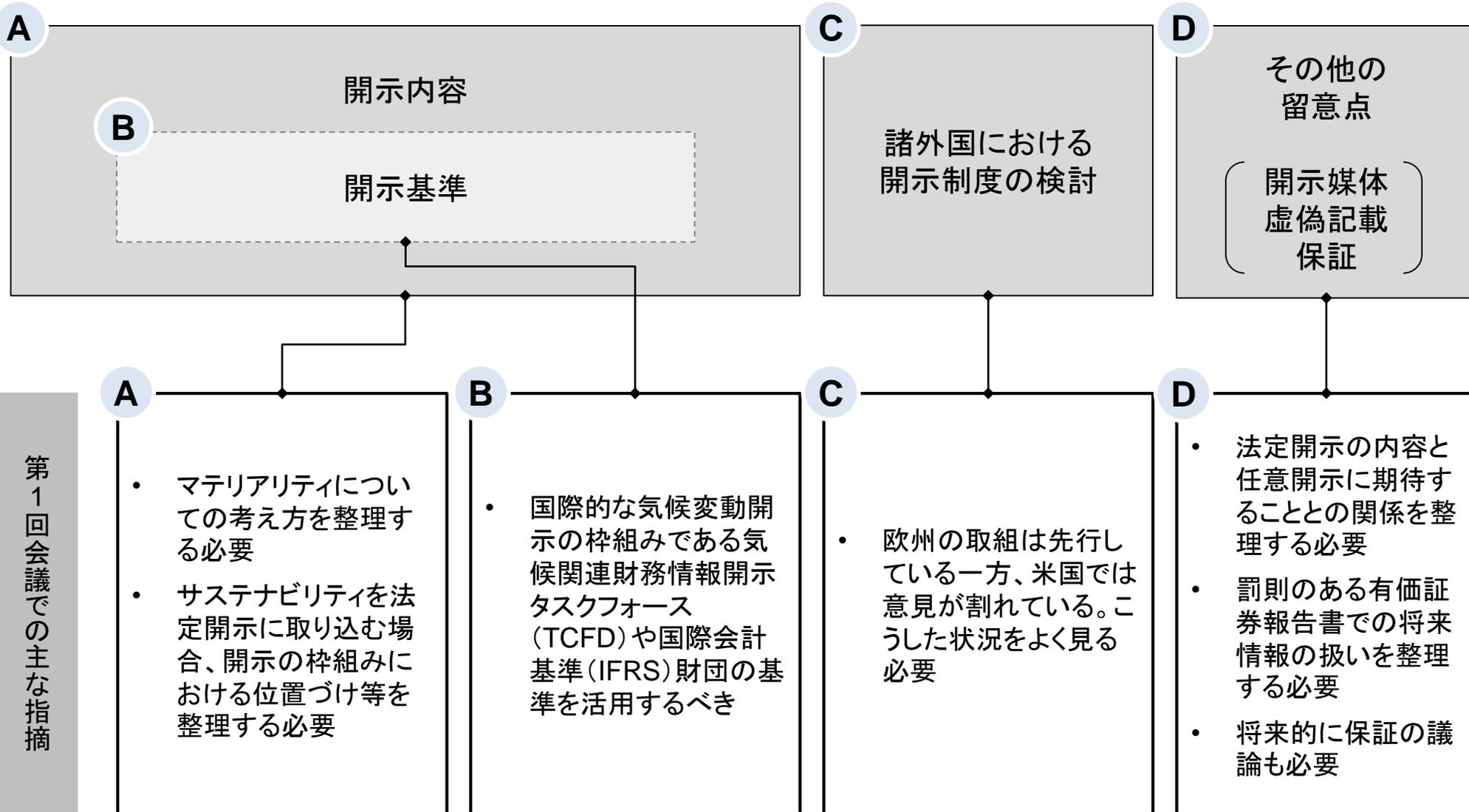
C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

第1回会議での気候変動開示に関する意見

□ 第1回会議では、気候変動開示について、開示内容、開示基準、諸外国の動向等に関する意見があった



I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

気候変動対応の開示例①(有価証券報告書と任意開示の事例)

□ 気候変動対応の開示内容は、業種や開示媒体等により、記載の粒度・具体性に大きな幅が見られる

有価証券報告書

サービス業の事例(イメージ)

【事業等のリスク】

●気候変動リスク

気候変動等により発生確率が高まる災害等によって、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。国際的に気候変動対策の意識が高まる中、当社が気候変動に関する問題への効果的な対策を講じられない場合、社会的信頼や経営成績への影響が生じる可能性があります。

任意開示

製鉄業の事例

シナリオ分析結果

	社会の変化・変化への対応	JFEグループに対するステークホルダーの期待と懸念	評価結果
2℃シナリオ 重要な要因① 鉄鋼プロセスの脱炭素化	鉄鋼プロセスに対する社会的な脱炭素要求の高まり	大規模な脱炭素を実現する革新技術の導入 カーボンプライスの導入	<ul style="list-style-type: none"> 革新技术に加えて革新技术を開発・実装 革新技术導入のための投資負担の増加 カーボンプライス導入による操業コスト増加
2℃シナリオ 重要な要因② 鉄スクラップ有効利用ニーズの高まり	炭素排出量が小さい電炉法への注目の高まり	電炉鋼の期待の高まり スクラップ発生量の増加	<ul style="list-style-type: none"> スクラップ中鉛量に期待がもたれ、鉛が廃棄生じやすくなる スクラップ処理コスト競争力は維持
2℃シナリオ 重要な要因③ 自動車向け等の鋼材需要の変化	自動車に求める需要の変化	EVモーター増加 内燃機関減少 軽量化でマルチマテリアル化	<ul style="list-style-type: none"> EV化で電磁鋼板需要が増加 内燃機関の減少で特殊鋼需要が減少 マルチマテリアル化による自動車向け鋼材の代替
2℃シナリオ 重要な要因④ 脱炭素を促進するソリューション需要の拡大	素材への環境性能要求の高まり	脱炭素・リサイクル性要求	<ul style="list-style-type: none"> EV化で電磁鋼板の需要増加 自動車部品台数の増加で特殊鋼需要増加 自動車用高強度鋼板の需要増加 鋼材のリサイクル性への注目
2℃シナリオ 重要な要因⑤ 脱炭素を促進するソリューション需要の拡大	脱炭素社会への移行	移行を促進するソリューション需要の拡大 省エネ技術の海外展開	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電プラント 日本で開発・実用化した先端省エネ技術(BAI)の、途上国などにおける低炭素ビジネス(エコソリューション)
4℃シナリオ 重要な要因⑥ 気象災害多発による原料調達不安定化	気温上昇に伴う気象災害の激甚化	原料調達の不安定化	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電プラントの一貫工・建設 ごみ焼却炉、プラスチックのリサイクルプラントの一貫工・建設 CO₂-CCS設備の一貫工・建設 低炭素ビジネスの海外展開
4℃シナリオ 重要な要因⑦ 気象災害による拠点損害	気温上昇に伴う気象災害の激甚化		<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電プラントの一貫工・建設 ごみ焼却炉、プラスチックのリサイクルプラントの一貫工・建設 CO₂-CCS設備の一貫工・建設 低炭素ビジネスの海外展開
4℃シナリオ 重要な要因⑧ 国土強靱化	気温上昇に伴う気象災害の激甚化	インフラ強化の重要性増大 災害対策製品の需要増加	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電プラントの一貫工・建設 ごみ焼却炉、プラスチックのリサイクルプラントの一貫工・建設 CO₂-CCS設備の一貫工・建設 低炭素ビジネスの海外展開

気候変動対応の開示例②(有価証券報告書における好事例)

□ 有価証券報告書においても、気候変動対応の開示についての充実した記載が見られる

株式会社丸井グループ 有価証券報告書 (2021年3月期) P15-16

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(気候変動によるリスクおよび機会)

	世の中の変化	丸井グループのリスク	リスクの内容	利益影響額
物理的リスク	(1) 台風・豪雨等による水害 ※1	店舗の営業休止	営業休止による不動産賃貸収入等への影響	約19億円
			浸水による建物被害(電源設備等の復旧)	約30億円
		システムセンターの停止	システムダウンによるグループ全体の営業活動休止	対応済 ※2
移行リスク	再エネ需要の増加	再エネ価格の上昇	再エネ調達によるエネルギーコストの増加	約8億円(年間)
	政府の環境規制の強化	炭素税の導入	炭素税による増税	約22億円(年間)
	世の中の変化	丸井グループの機会	機会の内容	利益影響額
機会	環境意識の向上・ライフスタイルの変化	サステナブルなライフスタイルの提案	環境配慮に取り組むテナント導入等による収益	約19億円 ※3
			サステナブル志向の高いカード会員の増加	約26億円 ※4
			環境配慮に取り組む企業への投資によるリターン	約9億円
		一般家庭の再エネ需要への対応	カード会員の再エネ電力利用による収益	約20億円 ※5
	電力調達の多様化	電力小売事業への参入	電力の直接仕入れによる中間コストの削減	約3億円(年間)
政府の環境規制の強化	炭素税の導入	温室効果ガス排出量ゼロの達成による炭素税非課税	約22億円(年間)	

※1 ハザードマップに基づき影響が最も大きい河川(荒川)の氾濫を想定(流域の2店舗に3カ月の影響)

※2 バックアップセンター設置済みのため利益影響は無しと想定

※3 不動産賃貸収入の増加およびクレジットカード利用の増加

※4 クレジットカードの新規入会や利用による収益を算定

※5 リカーリング等でのゴールドカード会員の増加による収益を算定

(2)

<リスク管理>

当社グループは、グループの事業が気候変動によって受ける影響を把握し評価するため、シナリオの分析を行い、気候変動リスク・機会を特定しています。特定したリスク・機会はサステナビリティ推進体制のもと、戦略策定・個別事業運営の両面で管理しています。グループ会社(小売業・施設運営・物流・総合ビルマネジメント等)の役員で構成されるESG・情報開示分科会で議論された内容は、サステナビリティ委員会において定期的に報告し協議を行い、案件に応じて、取締役会への報告・提言を行っています。企業戦略に影響する気候変動を含めた世の中の動向や法制度・規制変更等の外部要因の共有や、グループ各社の施策の進捗状況や今後のリスク・機会等の内部要因を踏まえて、戦略・施策等の検討を実施していきます。

(2)

<指標と目標>

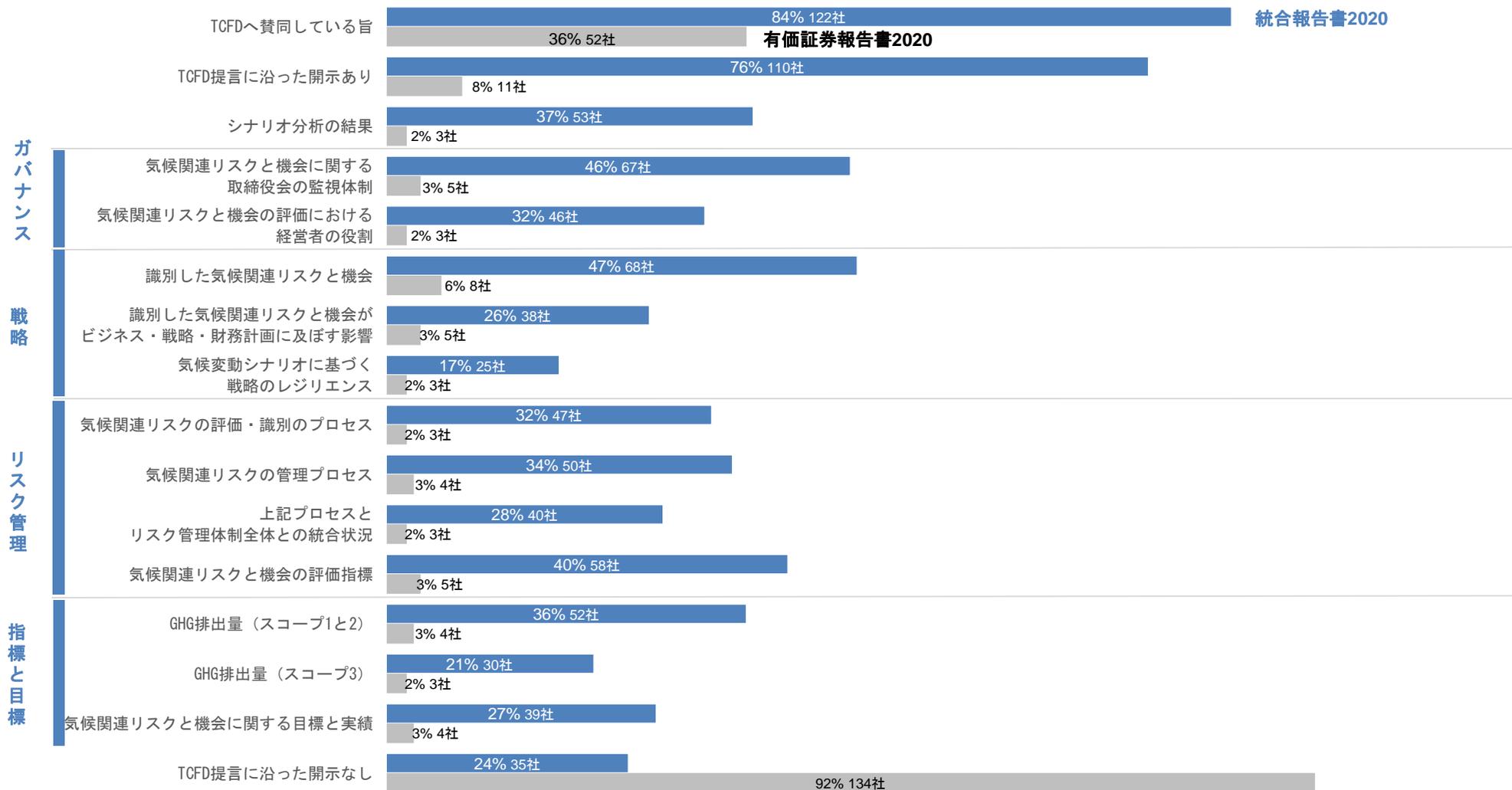
・温室効果ガスの削減については、グループ全体の温室効果ガス削減目標「2030年までに2017年3月期比Scope 1+Scope 2を80%削減、Scope 3を35%削減(2050年までに2017年3月期比Scope 1+Scope 2を90%削減)」が、2019年9月にSBTイニシアチブにより「1.5℃目標」として認定されています。
・2030年までにグループの事業活動で消費する電力の100%(中間目標:2025年までに70%)を再生可能エネルギーから調達することを目標として、2018年7月にRE100に加盟しています。

(1) リスク及び機会の内容に加えて、利益影響額を記載

(2) TCFD提言の開示項目に沿って記載

[参考]TCFD提言に沿った開示の状況

- 日経225構成企業のうちTCFD賛同企業の多くは、任意開示(統合報告書)においてTCFD提言に沿った開示を記載しており、有価証券報告書で記載している企業は少ない



開示における重要性(マテリアリティ)①(有価証券報告書の開示の考え方)

- 「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月)では、有価証券報告書の記述情報の開示における、一般的な重要性(マテリアリティ)の考え方を以下のとおり整理している

記述情報の開示に関する原則(抜粋)

I. 総論

1. 企業情報の開示における記述情報の役割

1-1. 記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。また、記述情報が開示されることにより、投資家と企業との建設的な対話が促進され、企業の経営の質を高めることができる。このため、記述情報の開示は、企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要である。

企業は、記述情報及びその開示のこのような機能を踏まえ、充実した開示をすることが期待される。

2. 記述情報の開示に共通する事項

【重要な情報の開示】

2-2. **記述情報の開示については、各企業において、重要性(マテリアリティ)という評価軸を持つことが求められる。**

(考え方)

- **記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。**また、取締役会や経営会議における議論の適切な反映が重要である記述情報の役割を踏まえると、投資家の投資判断に重要か否かの判断に当たっては、経営者の視点による経営上の重要性も考慮した多角的な検討を行うことが重要と考えられる。
- 有価証券報告書においては、投資家の投資判断に重要な情報が過不足なく提供される必要があるが、投資家の投資判断における重要性は、企業の業態や企業が置かれた時々の経営環境等によって様々であると考えられる。
- このため、**記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性(マテリアリティ)に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる。**

開示における重要性(マテリアリティ)②(IASB・G5における検討)

- 民間基準設定5団体(G5)^(注1)は、公表したサステナビリティ関連財務開示のプロトタイプに国際会計基準審議会(IASB)の概念フレームワークを適用する際、調整が必要な差異の一つとして、「重要性」を特定

会計で用いられるIASBの概念フレームワーク

概念フレームワークの目的

一般目的財務報告^(注2)の目的及び利用者

一般目的財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業の資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報の提供

有用な財務情報の質的特性(Qualitative characteristics)

■ 基本的な質的特性

- 忠実な表現(Faithful representation)
- 目的適合性(Relevance)と重要性(Materiality)

■ 補強的な(Enhancing)質的特性

- 比較可能性(Comparability)
- 検証可能性(Verifiability)
- 適時性(Timeliness)
- 理解可能性(Understandability)

有用な財務報告に対するコストの制約(The Cost Constraint)

G5が提案するサステナビリティ開示に適用する場合に調整が必要な事項

目的適合性

- サステナビリティ関連財務開示は、業界特有の指標に基づく
- 指標は、企業のパフォーマンス向上、ひいては企業価値の向上を可能にするビジネスモデルの手段を示す必要

重要性

- 時間軸
 - ✓ 多くの財務資本提供者は、短期・中期・長期の財務パフォーマンスに関心があるため、時間軸の適応が必要
- 企業価値
 - ✓ 企業価値に影響を与える可能性が高いと合理的に考えられるサステナビリティ課題を特定する必要
- 境界(以下の2つの側面を提示)
 - ✓ 報告主体である企業自身
 - ✓ 企業自身を超えて、企業の価値創造の能力に重大な影響を与える他の事業体やステークホルダーに起因・関連するリスク、機会、結果

(注1) CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)を指す

(注2) 財務報告とサステナビリティ関連財務開示を統合するため、「一般目的財務報告」を「企業価値報告」に置き換えることが提案されている

(出所) Reporting on enterprise value Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard(2020年12月)

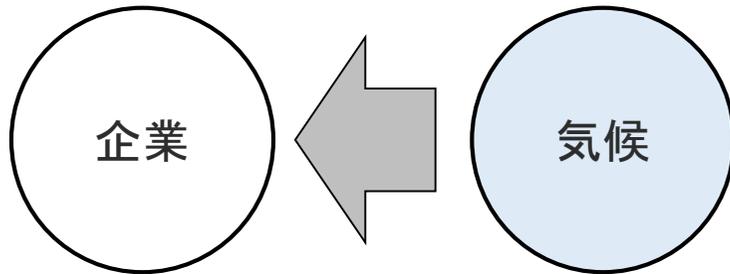
開示における重要性(マテリアリティ)③(シングルマテリアリティ・ダブルマテリアリティ)

- サステナビリティ開示における重要性(マテリアリティ)については、企業財務における重要性、環境及び社会における重要性、という考え方がある

財務における重要性

- 企業の発展、業績、財政状態等、投資者が意思決定するために必要な範囲の情報を報告(シングルマテリアリティ)
- 報告の主な対象者:
投資者などの財務諸表利用者

例: 気候関連情報

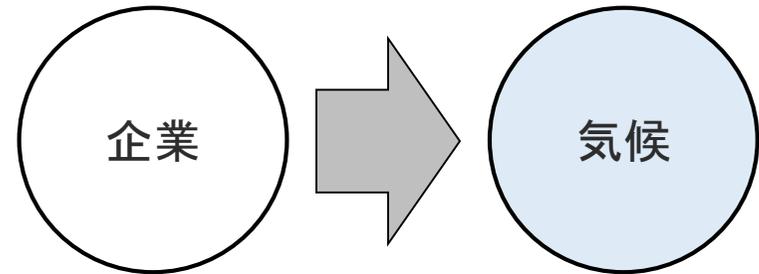


気候変動が企業に与える影響

環境及び社会における重要性

- 左記に加え、企業活動の影響を報告(ダブルマテリアリティ)
- 報告の主な対象者:
投資者に加え、消費者、市民社会、従業員等

例: 気候関連情報



企業が気候変動に与える影響

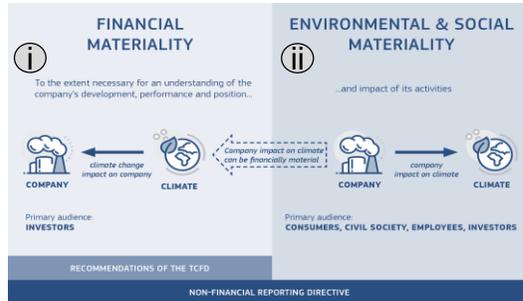
企業が気候変動に与える影響は財務的にも重要性がある可能性がある

開示における重要性(マテリアリティ)④(国際的な動向)

□ 国際的にマテリアリティに関連して様々な考えがあるが、ISSB基準は企業価値に焦点を当てた報告となる

欧州委員会

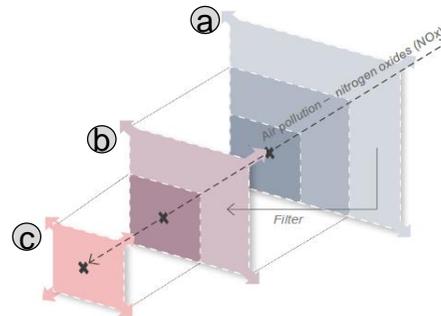
ダブルマテリアリティ



コンセプト

民間基準設定5団体(注)

ダイナミックマテリアリティ



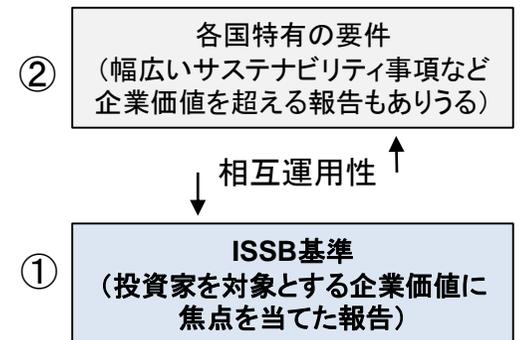
サステナビリティに関する項目は、時間の経過とともに企業価値に影響を与え、財務諸表にも取り込まれるもの

(例) 炭素排出量の場合

- 社会が地球温暖化を意識するようになる場合には、人・環境・経済に与える影響の報告事項に入る
- 投資家が企業のネットゼロ移行を市場の価格付けに考慮し始めると、企業価値に与える影響の報告事項に入る
- 財務的な影響が純資産価値に反映されれば、財務諸表に反映される

IFRS財団・ISSB

ビルディングブロックアプローチ



投資家を対象とする企業価値に焦点を当てたサステナビリティ報告基準のベースラインをサステナビリティ基準設定主体 (ISSB) が提供し、その上に各国が政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加するアプローチ

- 投資家を対象とする企業価値に焦点を当てた報告
- 各国の政策に基づいて開示事項を追加可

概要

投資家等の市場参加者の意思決定に有用な、企業の発展、業績、財政状態等に与える影響だけでなく、企業が環境や社会に与える影響についても報告するもの(非財務情報開示指令(NFRD)で採用)

(例) 気候変動の場合

- 気候変動が企業に与える影響
- 企業が気候変動に与える影響

日本(IFRS対応方針協議会)から
IFRS財団へのコメントレター
(2020年11月)

- サステナビリティ報告における主要な報告対象者は、投資家を中心とする資本市場の参加者とすべき
- 重要性の範囲は、企業財務に与える影響を基本に考えるべき

(注) CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポーティング・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)を指す

(出所) 欧州委員会「Guidelines on reporting climate-related information」(2019年6月)、「Reporting on enterprise value Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard」(2020年12月)、IFAC「Enhancing Corporate Reporting: Sustainability Building Blocks」(2021年5月)

I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

非財務情報の開示に係る国際的枠組み

□ 国際的には、様々な団体がサステナビリティを含む非財務情報の開示フレームワークを策定・公表している

	TCFD提言	SASBスタンダード	GRIスタンダード	国際統合報告フレームワーク	CDSBフレームワーク
策定主体	TCFD 金融安定理事会(FSB)の下に設置された民間主導のタスクフォース	SASB 米の民間非営利組織	GRI 蘭のNGO団体	IIRC 英の民間非営利組織	CDSB 企業や環境関連の8機関で構成される国際コンソーシアム
概要	気候変動の影響が企業財務にもたらすリスクと機会を投資家等に報告するための枠組み	サステナビリティ(ESG等)に係る課題が企業財務にもたらす影響を、投資家等に報告するための枠組み	企業が経済、環境、社会に与える影響を、投資家を含むマルチステークホルダーに報告するための枠組み	企業の財務情報とサステナビリティを含む非財務情報について、投資家等に対し統合的に報告するための枠組み	気候変動を含む環境が企業に与える影響を、投資家等に報告するための枠組み
特徴	原則主義	細則主義	細則主義	原則主義	原則主義
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス 戦略 リスク管理 指標と目標 	11のセクター、77の業種別に開示項目及びKPIを設定 (例) <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量 労働災害事故発生割合 	経済、環境、社会それぞれについて開示項目及びKPIを設定 (例) <ul style="list-style-type: none"> 排水の水質及び排出先 基本給と報酬総額の男女比 	<ul style="list-style-type: none"> 組織概要と外部環境 ガバナンス ビジネスモデル リスクと機会 戦略と資源配分 実績 見通し 等 	<ul style="list-style-type: none"> 経営者の環境に関する方針、戦略、目標 ガバナンス リスクと機会 環境影響の要因 パフォーマンスと比較分析 見通し 等
公表	2017年	2018年	2000年	2013年	2015年

(注1)2021年6月、SASBとIIRCが統合し、価値報告財団: Value Reporting Foundation(VRF)が設立された

(注2)上記団体の他、英NGO団体であるCDPIは、企業が気候変動、水、森林に与える影響を情報収集するため、企業に質問票を送付しその回答に基づいて企業のスコアリング、及びその結果を公表している

(出所)各種ホームページ等より金融庁作成

TCFD提言①(推奨される開示項目)

□ TCFD提言では、4つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)について、推奨される開示内容を提示

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する	気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する	気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する	気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について開示する
推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容
a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する	a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する	a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する	a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する
b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営の役割を説明する	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス・戦略及び財務計画に及ぼす影響を説明する	b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する	b) Scope1、Scope2及び、当該組織に当てはまる場合はScope3の温室効果ガス(GHG)排出量と関連リスクについて説明する(注)
	c) 2°C或いはそれを下回る将来の異なる気候シナリオを考慮し、当該組織の戦略のレジリエンスを説明する	c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが、当該組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する	c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を開示する

(注) Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

(参考) 青字は定量情報が求められる開示項目

(出所) TCFD最終報告書(日本語)等

TCFD提言②(推奨される開示媒体)

- TCFD提言では、「ガバナンス」と「リスク管理」については、全ての企業に対し財務報告書での開示を推奨
- 他方、「戦略」と「指標・目標」については、企業の重要性が高い場合は財務報告書での開示を推奨

「ガバナンス」
「リスク管理」

全ての企業に対し
財務報告書での開示を推奨

「戦略」
「指標・目標」

事業活動において
気候変動が重要な場合

財務報告書での開示を推奨

事業活動において
気候変動が重要でない場合

TCFD提言に記載なし

年間売上高
10億米ドル以上

年1回以上発行される公式な
企業報告書での開示を推奨

※財務報告書以外で可

TCFD提言③(TCFDとISSB基準との関係):FSBロードマップ

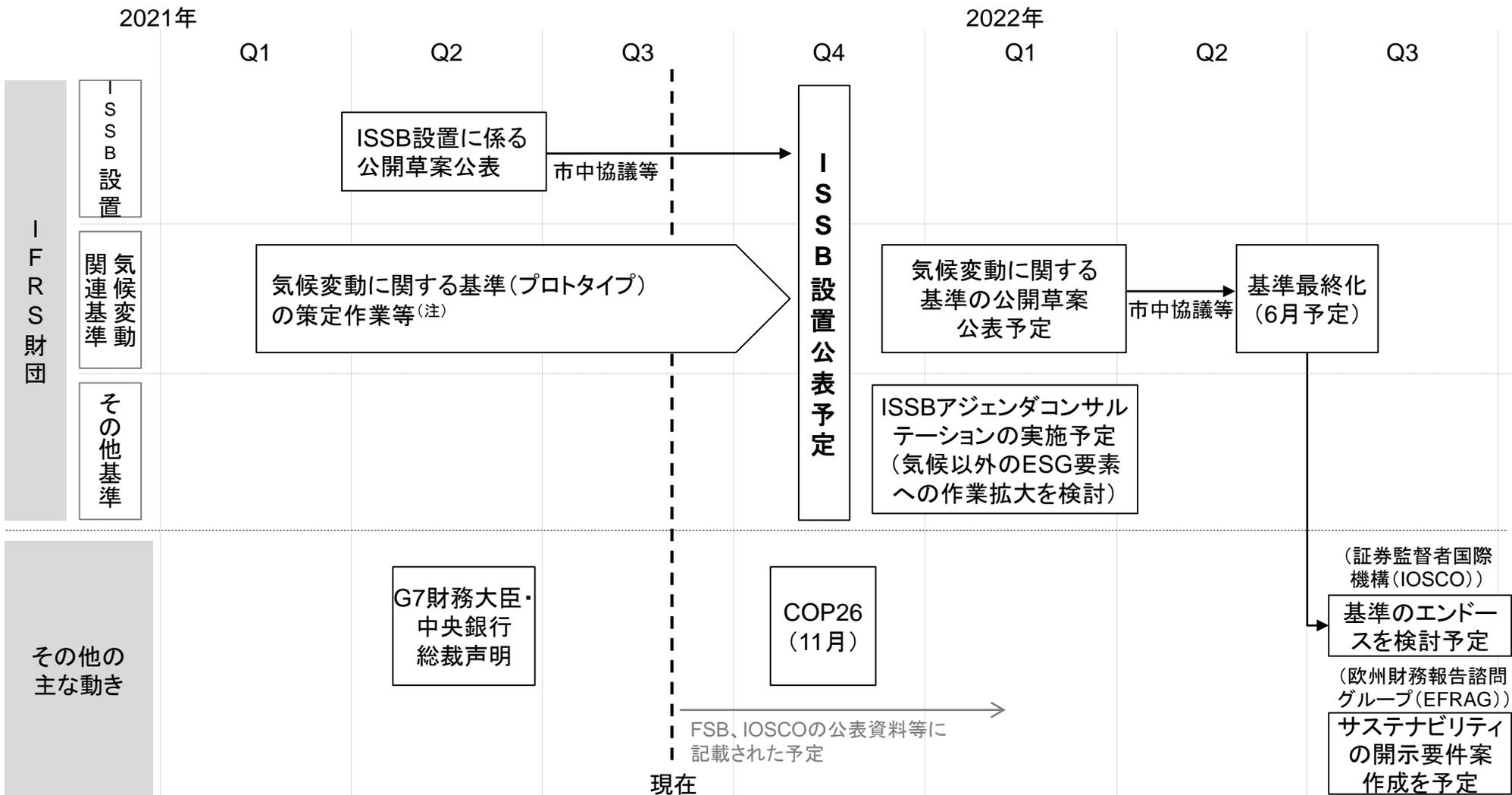
- FSBのロードマップでは、TCFD提言からIFRS財団のサステナビリティ報告基準(ISSB基準)に重点を移すこととされている

気候関連財務リスクに対応するFSBロードマップ(開示関連)



ISSB基準策定の動き①(今後のスケジュール)

- COP26に向けてサステナビリティ開示をめぐる動きが加速。来年夏にはIFRS財団の基準最終化の見込み（現時点以降の予定については、IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」におけるスケジュール）



(注)IFRS財団の作業部会は、サステナビリティ報告に係る民間基準設定5団体が2020年12月に公表した基準をベースとして考慮。民間基準設定5団体は、CDP、CDSB(気候変動開示基準委員会)、GRI(グローバル・レポート・イニシアチブ)、IIRC(国際統合報告評議会)、SASB(サステナビリティ会計基準審議会)を指す
 (出所)IOSCO「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」(2021年6月)等

ISSB基準策定の動き②(IFRS財団の定款変更)

- 2021年4月、国際会計基準(IFRS)の設定主体であるIFRS財団は、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体(ISSB)を設置やメンバー構成等を含めた定款改正案の市中協議を開始

1. 背景

- IFRS財団は、サステナビリティ報告に関する基準設定主体設置の提案を内容とする市中協議を2020年9月末～同年12月末まで実施。
- 市中協議の結果、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズ、当該領域においてIFRS財団が役割を果たすことへの幅広い支持を確認。
- 新たな基準設定主体の戦略的方向性として、以下を提示(2021年3月8日に公表したのと同じ)。

- 投資家の判断に重要な情報(企業価値)にフォーカス(investor focus for enterprise value)
- 当初は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先
- TCFD等の既存の枠組み・作業等をベースとした基準開発
- ビルディングブロックアプローチを採用

国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、ISSBがベースとなるサステナビリティ報告基準を設定し、そのベースの上に各国がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法。

2. スケジュール

- 市中協議期間は2021年7月29日まで
- 同年11月の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)までにISSB設置の最終決定を予定

ISSB基準策定の動き③(日本の積極的な参画)

- 成長戦略には、サステナビリティ開示に係る国際基準の策定に積極的に参画する旨が盛り込まれている
成長戦略実行計画(2021年6月18日閣議決定)

第3章 グリーン分野の成長

3. カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

(3) サステナビリティに関する開示の充実

コーポレートガバナンス・コード等を通じて、プライム市場(来年4月の東証の市場再編後、時価総額が大きく、より高いガバナンス水準を備える企業が上場する市場)上場企業等に対して、TCFD等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実に促す。また、**国際基準の策定に日本として戦略的に参加する。**

成長戦略フォローアップ(2021年6月18日閣議決定)

2. グリーン分野の成長

(3) カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

iii) サステナビリティに関する開示の充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- **国際基準の策定に関して、国際会計基準(IFRS)財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する。**

ISSB基準策定の動き④ (IFRS財団への資金拠出に関するレター)

□ 2021年8月、日本からIFRS財団に、サステナビリティ基準の開発への貢献を表明するレターを发出

- 2021年8月31日、IFRS財団への資金拠出、及びIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの活用を提案する旨、IFRS対応方針協議会(メンバー: 日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所、日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、財務会計基準機構、金融庁、経済産業省、法務省)名でレターを发出
- 本レターについては、年金積立金管理運用独立行政法人、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本投資顧問業協会、環境省も賛同

IFRS財団への日本からの資金拠出

- IFRS財団が設置予定のサステナビリティ基準設定主体(ISSB)におけるサステナビリティ基準の開発について、国際会計基準(IFRS)の開発と同様、人的及び技術的貢献を行いたい旨表明。
- ISSBの設立資金及び設立後数年分の運営のための資金(シード・キャピタル)とISSBの中長期的な運営のための資金の双方について、GDP比に応じた一定割合など、応分の負担に基づき継続的に拠出を行う意向を表明。また、金融庁からもISSBへの支援に関連する予算要求を行っている旨表明。
- 2021年7月に公表された、カナダによるIFRS財団への資金拠出の表明を歓迎^(注)。

IFRS財団アジア・オセアニアオフィスの活用

- アジア・オセアニア地域におけるサステナビリティ報告の拠点として活用すべく、IFRS財団アジア・オセアニアオフィス(2012年より東京に設置)のサステナビリティ基準に関する活動の支援をしていく旨表明。
- また、2022年9月に設置期限が到来する同オフィスについて、東京におけるオフィスの存続について前向きな検討を要望。

(注)2021年7月23日、カナダ政府はIFRS財団宛にレターを送付し、財務省・中央銀行・民間団体等を含む55を超える機関のサポートのもと、IFRS財団が設置予定のサステナビリティ基準設定主体(ISSB)のカナダへの誘致、及び運営に伴う初期費用の拠出等を行う用意がある旨表明している

[参考]気候関連財務開示基準のプロトタイプ

- 2020年12月、国際的なサステナビリティ報告の枠組みを作成している民間基準設定5団体は、TCFD提言をベースに各団体が策定している枠組みの内容を取り入れた気候関連財務開示基準のプロトタイプを公表
- プロトタイプでは、企業における気候関連の財務的リスクと機会、企業の財務業績等に与える影響に関する情報の提供を目的としており、TCFD提言で推奨される開示内容を取り入れている

プロトタイプの構成

基礎		
目的		
スコープ(全ての気候変動リスクと機会が開示対象)		
気候関連財務開示		
ガバナンス		
戦略	戦略	ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の各項目において、以下2つを設定 ✓ 開示目的 ✓ 開示内容
	ビジネスモデル	
	見通し	
リスク管理		※「指標と目標」の開示内容は、付録Aにおいて指標が提示されている
指標と目標	オペレーション	
	リスク	
プロトタイプ 付録A:適用ガイダンス(「指標と目標」に適用)		
業界横断的及び業界別指標を提示		
プロトタイプ 付録B:定義(気候関連リスクと機会について)		

開示内容の例

ガバナンス

- 気候関連リスクと機会に関する取締役会の監視体制
- 当該リスクと機会を評価・管理する上での経営者の役割
- 当該リスクと機会に責任を持つ取締役の特定
- 気候関連戦略を統治・管理する取締役のスキル、能力
- 気候関連政策及び戦略実行における経営上の説明責任を確保する方法 等

戦略

- 短期・中期・長期にわたり、ビジネスモデル及び戦略に影響のある気候関連リスクと機会の説明
- 当該リスクと機会が企業のビジネスモデルと戦略に与える影響
- 当該リスクと機会が企業の意思決定(戦略立案や財務計画)に及ぼす影響の詳細
- 気候関連リスクと機会に対するレジリエンス(シナリオ分析含む)

リスク管理

- 気候関連リスクの識別、優先順位付け、評価プロセス
- 当該リスクのエクスポージャー、当該リスク管理のためのプロセス
- 当該リスクの測定方法
- 気候関連リスクの識別・評価・管理するプロセスが、企業の統合的リスク管理にどう統合されているか 等

指標と目標

- 気候関連リスクと機会の測定、管理に使用される**指標**
- 気候関連リスクと機会が企業の財務業績、財政状態に与える影響の評価を反映した**指標**
- 気候関連リスクの緩和・適応、又は機会の最大化のために**経営者が設定した目標、進捗状況**
- 使用する指標と目標の計算・推定手法 等

※GHG排出量(スコープ1~3)は、適用ガイダンス(付録A)に提示

(注)青字の部分は、TCFD提言で推奨される開示内容と整合的な部分を指す。

(出所)Reporting on enterprise value Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard(2020年12月)

I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

気候変動開示を巡る国際的な動き

□ 国内外で気候変動等に関する開示の充実に向けた取組みが進められている

国内外の開示に係る対応

日本



- 2021年6月、プライム市場の上場企業に対し、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実を求めるコーポレートガバナンス・コードの改訂を実施

米国



- 2021年3月、米証券取引委員会(SEC)は、気候変動開示に関する現行ルールを見直すための意見募集を実施(コメント期限:6月13日)

英国



- 2020年11月、英財務省は、TCFDに沿った開示の義務化に向けた今後5年間のロードマップを公表
- 2021年1月、ロンドン証券取引所プレミアム市場の上場企業に対し、コンプライ・オア・エクスプレインベースでTCFDに沿った開示を要求(同年6月、対象をスタンダード市場の上場企業にも拡大する市中協議を実施(コメント期限:9月10日。2022年1月1日以降開始する会計年度から適用開始予定))。2021年3月、上場企業及び大企業に対し、気候変動開示を義務付ける会社法改正に係る市中協議を実施(コメント期限:5月5日。2022年4月6日以降開始する会計年度から適用開始予定)

EU



- 2021年4月、欧州委員会(EC)は、上場企業及び大企業に対し、サステナビリティ情報の開示を要求する企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案を公表(2023会計年度から適用開始予定)
(※)開示要件の詳細については、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が2022年半ばまでに基準を策定予定

IFRS
財団

- 2021年4月、IFRS財団は、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定する基準設定主体の設置に向けた市中協議を実施(コメント期限:7月29日)。同年11月のCOP26前に基準設定主体についての最終決定を行う予定

基準設定
主体

国際会議

G7首脳コミュニケ(2021年6月)抜粋

- 我々は、一貫した、市場参加者の意思決定に有用な情報を提供し、かつ、TCFDの枠組みに基づく義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する

米国の動向(サステナビリティ開示を巡る状況の変化)

- 米国では、個別にサステナビリティ要素を例示した形で開示を求める規制はなく、SEC登録企業に対し、投資判断に影響を与える「重要な(material)情報」の開示を要請している
- 従来、発行体の負担増に繋がるとして、ESG開示の見直しには慎重であったが、バイデン政権下では、ESG開示の充実に取り組む動きが見られる

現行の規則(「重要な情報」を開示)



SECによる気候変動開示ルールの見直し作業

Regulation S-K	Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change
SEC(1977年) (2020年に一部改正)	SEC(2010年)
年次報告書における非財務情報開示	年次報告書への気候変動リスク情報開示
<p>投資判断に影響を与える「重要な(material)な情報」の開示を求める。例えば、</p> <p>①事業の説明 ➢ 環境管理設備に対する重要な資本的支出の見積額を含む</p> <p>②法定手続 ③リスク要因 ④MD&A</p>	<p>開示にあたり、企業が検討する必要がある気候変動関連の課題として以下を例示</p> <p>①法規制の影響 ②国際的な取決め ➢ 京都議定書など</p> <p>③規制やビジネストレンドの間接的な影響 ➢ 大量の温室効果ガスを排出する物への需要減など</p> <p>④気候変動の物理的な影響 ➢ 異常気象、海面上昇など</p>

【2020年8月改正】
「S」に関連して、事業を理解する上で重要な(material)な範囲で、人的資本の開示が求められた

(2021年3月5日6月)

意見募集の概要

現行の開示ルール見直しに関する15の質問事項を提示(主な事項以下の通り)

- SECはどのように気候変動開示を規制、監視等できるか
- SEC登録企業が報告すべき具体的な指標はあるか
- 既存の開示枠組み(TCFDやSASBを例示)を取り入れるメリット、デメリットは何か
- 単一のグローバルな基準の策定、または、複数の基準が存在することのメリット、デメリットは何か
- 開示はどうエンフォース又は評価されるべきか。例えば、監査や保証の対象とすることのメリット、デメリットは何か 等

SEC
GENSLR
委員長の
発言(2021年7月)

市中協議に寄せられたコメントのうち、4分の3が義務的な気候開示ルールに賛成。そのため、SECスタッフに対し、**気候リスク開示の義務化に関するルールの提案を2021年末までに策定**するよう指示。

また、開示に関しては以下の点についてもSECスタッフに指示。

- 気候リスクをForm 10-K(年次報告書)で開示すべきかどうかの検討
- 投資家が投資判断の際に依存しているか、あるいは今後投資判断に資すると考える、気候リスクに関する様々な定性的・定量的情報の検討
- 温室効果ガス排出量のうち、企業がスコープ1・2を開示する方法、及びスコープ3の開示が必要かどうかに関する提言の策定
- 特定の業界に関する指標が必要かどうかの検討(銀行、保険、交通を例示)
- ネットゼロへのコミットメントを満たすために、企業が使用可能なデータ・指標の検討
- TCFD提言など既存の枠組みの学習

英国の動向①(TCFD開示義務化のロードマップ)

- 2020年11月9日、英財務省は、TCFD提言に基づく開示の義務化に向けた今後5年間のロードマップを公表。
英財務大臣は2025年までに完全義務化を目指す旨表明

対象企業	手段	適用時期と対象範囲			
		2021年	2022年	2023年	2024年-2025年
上場企業	上場規則改正	プレミアム市場 ^(注1) 上場企業	▶ プレミアム市場以外の上場企業にも対象範囲拡大		
英国登録企業	会社法改正	ただし、金融機関の大半は上場規則及び会社法改正の適用対象でもある	上場企業及び一定規模以上の英国登録企業	〔 企業の対象範囲拡大について当局がレビューを実施 〕	実際の開示例を踏まえた更なる制度の見直し
銀行 住宅金融組合 ^(注2) 保険会社	当局による 監督上の措置	監督対象である全金融機関	〔 開示状況のレビュー 〕	〔 レビュー結果を踏まえ、更なる監督上の対応が必要な場合は市中協議を実施 〕	
アセットマネジャー (生命保険・ FCA ^(注3) 規制下の 年金スキーム含む)	新ルール制定		資産運用残高又は資産価値が一定規模以上の企業	▶ 対象企業の範囲拡大	
職域年金基金	年金制度法改正		資産運用額が50億ポンド以上の年金基金	▶ 資産運用額が10億ポンド以上の年金基金	

(注1) ロンドン証券取引所の市場区分の一つ。プレミアム市場の他、スタンダード市場、グロース市場、新興市場が存在する

(注2) 1986年住宅金融組合法に基づいて設立される、住宅を担保とする貸付を主な業務とする預金取扱金融機関

(注3) Financial Conduct Authority(金融行為規制機構)

(出所)UK Government「Interim Report of the UK's Joint Government Regulator TCFD Taskforce」(2020年11月9日)を基に、金融庁作成

英国の動向②(上場規則に基づくTCFD開示)

- 2020年12月、英金融行為規制機構(FCA)は上場規則を改訂し、ロンドン証券取引所プレミアム市場の上場企業を対象に、コンプライ・オア・エクスプレインベースでTCFDに基づく開示を要求(2021年1月1日以降の会計年度から適用開始)
- 2021年6月には、対象をスタンダード市場の上場企業にも拡大する市中協議を実施(コメント期限:9月10日。2022年1月1日以降開始する会計年度から適用開始予定))

項目

開示が求められる事項

<p>開示項目・開示場所</p>	<p>■ TCFD提言で推奨される開示項目(注1)全てを年次財務報告書で開示しているか (9.8.6R(8)(a)) (14.3.27R(1))</p>	<p>No</p> <ul style="list-style-type: none"> TCFD提言に基づき開示しているが、一部又は全ての項目を年次財務報告書以外で開示している場合、以下の開示を要求(9.8.6R(8)(b)(i))/(14.3.27R(2)(a)) <ul style="list-style-type: none"> 年次財務報告書以外で開示している開示項目 当該開示書類の説明 当該開示書類で開示している理由(Explain) 年次財務報告書あるいはそれ以外の開示書類でも、TCFD提言で推奨される開示項目の全てを開示していない場合、以下の開示を要求(9.8.6R(8)(b)(ii))/(14.3.27R(2)(b)) <ul style="list-style-type: none"> 開示していない項目 開示していない理由(Explain) 将来開示を可能とするために取り得るプランやタイムフレーム <p>Yes</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次財務報告書の中でTCFD提言に基づき開示している場所 (R 9.8.6R(8)(c))/(14.3.27R(3))
<p>TCFD提言に関するガイダンスの考慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業は、TCFD提言に関するガイダンス(注2)を考慮し開示しているか詳細に評価する必要(R 9.8.6B G)/(14.3.28 G) 英FCAは、開示内容がTCFD提言と一致しているかどうか判断するにあたり、TCFD提言に関する各種ガイダンス等(注3)を考慮する旨明記 (R 9.8.6C G)/(14.3.29 G) 	
<p>開示内容がTCFD提言に沿っているかどうかの判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業は、利用者が自社の気候関連の問題へのエクスポージャーと対処のアプローチを評価出来るよう、十分に詳細な開示となっているか、自己評価を実施する必要。評価に当たっては、(1)気候関連リスクと機会へのエクスポージャーの程度、(2)気候関連戦略の範囲と目的、の2つを考慮する必要(R 9.8.6D G)/(14.3.30 G) 英FCAは通常、データ取得やモデリング、分析能力の課題に直面している場合を除き、上場企業に対し、TCFD提言で推奨される開示項目の開示を期待する旨明記 (R 9.8.6E G)/(14.3.31 G) <ul style="list-style-type: none"> 特に「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」のうちシナリオ分析を除く項目について 	

(注1) TCFD最終報告書(2017年6月公表)のセクションCの図4に記載されている提言(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)及び推奨される情報開示(11項目)を指す

(注2) TCFD付属書「気候関連財務情報開示に関する提言の実施に向けて(2017年6月公表)」の中に含まれる、全セクター・金融・非金融向けガイダンスを指す

(注3) TCFD付属書(2017年6月)、気候関連リスクと機会の開示におけるシナリオ分析の使用に関するTCFD技術的補足文書(2017年6月)、リスク管理の統合と開示に関するTCFDガイダンス(2020年10月)、シナリオ分析に関する非金融企業向けTCFDガイダンス(2020年10月)、指標・目標・移行プランに関するTCFDガイダンス(2021年6月)、ポートフォリオアライメント分析に関するTCFD技術的補足文書(2021年6月)を指す

(出所) Financial Conduct Authority "Proposals to enhance climate-related disclosures by listed issuers and clarification of existing disclosure obligations"(2020年12月21日公表)、"Enhancing climate-related disclosures by standard listed companies and seeking views on ESG topics in capital markets"(2021年6月22日公表)に基づき金融庁作成

英国の動向③(会社法改正案)

- 2021年3月、英ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)は会社法及びLLP法改正に関する市中協議を実施。従業員500人以上の上場企業及び大規模企業等に対し、TCFD提言に基づく開示の義務化を求める案を提示(コメント期限5月5日)

会社法改正案の概要

- 対象企業
- ✓ 従業員500人以上の上場企業、銀行、保険会社^(注)
 - ✓ AIM市場(新興企業向け市場)に上場している従業員500人以上の英国登録企業
 - ✓ 上記に含まれない企業で、従業員500人以上かつ売上高5億ポンド以上の英国登録企業
 - ✓ 従業員500人以上かつ売上高5億ポンド以上のLLPs

- 開示媒体
- ✓ 年次報告書内の戦略報告書

- 開示内容
- ✓ TCFD提言の4つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に沿った開示を要求
 - ※シナリオ分析は推奨するが要求しない旨記載

- 適用開始時期
- ✓ 2022年4月6日以降開始する会計年度

開示が求められる事項

TCFD提言の開示推奨項目		会社法改正案
ガバナンス	a) 取締役会の監視体制	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動から生じるリスクと機会を特定・管理するためのガバナンス体制に関する記載
	b) 経営者の役割	
戦略	a) 短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動に関する影響に対応するため、ビジネスモデルと戦略がどう変化しうるか、及びこの変化に影響を及ぼす傾向や要素に関する記載 ※シナリオ分析(項目c)については開示を要求せず
	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス・戦略及び財務計画に及ぼす影響	
	c) シナリオ分析	
リスク管理	a) 気候関連リスクを識別及び評価するプロセス	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネスに影響を与え得る主要なリスクと機会、及び企業が当該リスクと機会を管理する方法 • 気候変動に関するリスク管理方針、当該方針を実行するためのデューデリジェンスプロセス、及び成果
	b) 気候関連リスクを管理するプロセス	
	c) 気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスの総合的リスク管理における位置づけ	
指標と目標	a) 気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標	<ul style="list-style-type: none"> • 気候関連リスクと機会のエクスポージャーに関するKPI、及び当該KPIについて企業が設定した目標
	b) 温室効果ガス(GHG)排出量と関連リスク	
	c) 気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績	

(注) 社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entities)を指す

(出所) Department for Business, Energy & Industrial Strategy "Consultation on requiring mandatory climate-related financial disclosures by publicly quoted companies, large private companies and Limited Liability Partnerships"(2021年3月24日公表)

EUの動向①(改訂サステナブルファイナンス戦略)

- 2021年7月、欧州委員会は「サステナブルな社会に向けたトランジション戦略」を公表。2018年に公表したアクションプランを、欧州グリーンディール(2019年12月公表)等を踏まえ、改訂したもの

4つの柱

6つの行動計画

主な取組内容



トランジション
活動への
ファイナンス

- ① トランジションファイナンスの促進のための既存のサステナブルファイナンスツールボックスの拡大

- 温室効果ガスの排出削減に貢献する特定の経済活動(ガスを含むエネルギーセクター等)の資金調達を支援するための法整備の検討
- EUタクソミーの枠組みの拡張(トランジションの取組みの捕捉、気候変動以外の環境目的のタクソミー策定等)



包括的なサステナブルファイナンス枠組みに向けた取組み

- ② 中小企業や消費者のための包括的なサステナブルファイナンス枠組みに向けた取組み

- リテール向けグリーン貸付の奨励
- 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)による中小企業向け任意開示基準の策定
- 気候・環境リスクに関する保険の適用範囲の拡大 等



持続可能性リスク
に対する経済
及び金融システム
の強靭化

- ③ サステナビリティリスクに対する経済及び金融システムの強靭化

- 財務報告基準によるサステナビリティリスクの補足
- 信用格付けや銀行・保険の資本規制におけるESGリスクの組入れ
- サステナビリティリスクに起因する潜在的なシステムリスクの監視及び対応の強化

- ④ サステナビリティへの金融セクターの貢献向上

- 科学的根拠に基づく目標設定、開示、金融機関による(持続可能性への)コミットメントのモニタリングの強化
- 投資家の受託者責任及びスチュワードシップルールの明確化、
- ESG格付けの信頼性、比較可能性の改善 等

- ⑤ EU金融システムの完全性の確保、及びサステナビリティへの秩序ある移行の監視

- グリーンウォッシングリスクの監視と評価、及び当局の現在の監督権限や執行手段等のレビュー
- サステナブル投資への資金の流れを計測するためのモニタリング枠組みや指標の構築 等



国際的な
イニシアティブ

- ⑥ 国際的なサステナブルファイナンスのイニシアチブと基準の策定、及びEUパートナー国を支援

- 国際フォーラムでの野心的な合意を推進(ダブルマテリアリティの主流化、タクソミーの共通目標・原則の合意など)
- サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム(IPSF)の活動の拡大
- 中低所得国によるサステナブルファイナンスのアクセスの支援 等

EUの動向②(非財務報告指令(NFRD))

- EUでは、2014年に公表された非財務報告指令(NFRD)により非財務情報に関する開示がcomply or explainベースで義務付け。その後策定されたガイドライン(2017年)では、大規模企業に開示することが期待されるサステナビリティに関する項目を例示

非財務報告指令(NFRD)

対象	<ul style="list-style-type: none"> EU域内で株式や債券を発行する、大規模な公益性を有する企業。従業員500名以上の上場企業、銀行(非上場を含む)、保険会社等
開示媒体	<ul style="list-style-type: none"> 原則マネジメントレポート (別にレポートで公表し、その旨をマネジメントレポートに記載することも可)
開示内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業の経過、経営成績、期末の財政状態、事業活動の影響の理解に必要な範囲で、環境保護、社会的責任と従業員の処遇、人権の尊重、腐敗防止・贈収賄防止に関する方針、主要なリスク、非財務KPIなど(方針を持たない場合は要説明(Comply or Explain))

同指令に基づいて策定された**非財務情報ガイドライン(Guidelines on non-financial information)**で、下記のとおり、開示する際に考慮することが期待される**テーマ別のリストを具体化**(法的拘束力はない)

ガイドライン	環境保護	<ul style="list-style-type: none"> 汚染防止・管理、エネルギーの使用による環境影響、直接及び間接の大気への排出物、自然資源の使用と保全及び関連する生物多様性の保全など
	社会的責任・従業員	<ul style="list-style-type: none"> ILO基本条約の実施、多様性問題(ジェンダーや雇用と職業の均等待遇等)、雇用問題(従業員への相談プロセス、雇用と労働条件等)、人材マネジメント、職場の衛生と安全など
	人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重に係るコミットメントの表明の実施、人権デューデリジェンス、プロセスや実施した人権侵害防止策に係る重要な開示(例えば、サプライチェーン上の事業契約での人権問題への取組み方法)など
	腐敗・贈収賄防止	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗・贈収賄防止やマネジメント方法、対策に係る体制など

EUの動向③(企業サステナビリティ報告指令(CSRD))

- 2021年4月21日、欧州委員会は、現行の非財務報告指令(NFRD)の改正案として、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案を公表。開示要件の詳細は欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が今後策定する基準に基づく旨を提案



対象企業の拡大	現行	年間従業員数500人以上の上場企業等 ^(注1)
	改正案	全ての大企業 ^(注2) 及び上場企業 ^(注3) (中小企業含む)
より詳細な開示要件の導入	現行	環境、社会的責任と従業員の処遇、人権の尊重、汚職・贈収賄防止に関する方針、方針の実施結果、主要なリスクとその管理方法、非財務KPI
	改正案	上記に加え以下を追加で要求 <ul style="list-style-type: none"> ダブルマテリアリティに基づく情報(企業がサステナビリティ事項に与える影響と、サステナビリティが企業に与える情報) 無形資産 開示情報を特定するプロセスに関する情報 ※詳細はEFRAGが策定する基準にて規定
保証の導入	現行	無し
	改正案	当初は限定的保証から開始し、保証水準を徐々に厳格化する段階的アプローチを提案

報告目的	ダブルマテリアリティの概念をベースとした目的を提示 <ul style="list-style-type: none"> 報告企業が様々なステークホルダー(環境を含む)に与える重要なサステナビリティインパクト、及び報告企業自身の価値創造のために重要なサステナビリティのリスクと機会について、比較可能で信頼性の高い情報を提供
報告内容	報告内容として以下を提示 <ul style="list-style-type: none"> 【分野】戦略・実行・パフォーマンス測定 【項目】全てのESG要素及び無形資産
基準の構造	3つの報告レイヤーで構成 <ul style="list-style-type: none"> セクター共通の報告 セクター別の報告 企業固有の報告
基準策定	段階的に実施 <ul style="list-style-type: none"> まずはセクター横断基準、優先順位の高いESGトピック(気候変動等)に関する基準等を策定

(注1) 社会的影響度の高い企業(Public Interest Entities)が対象

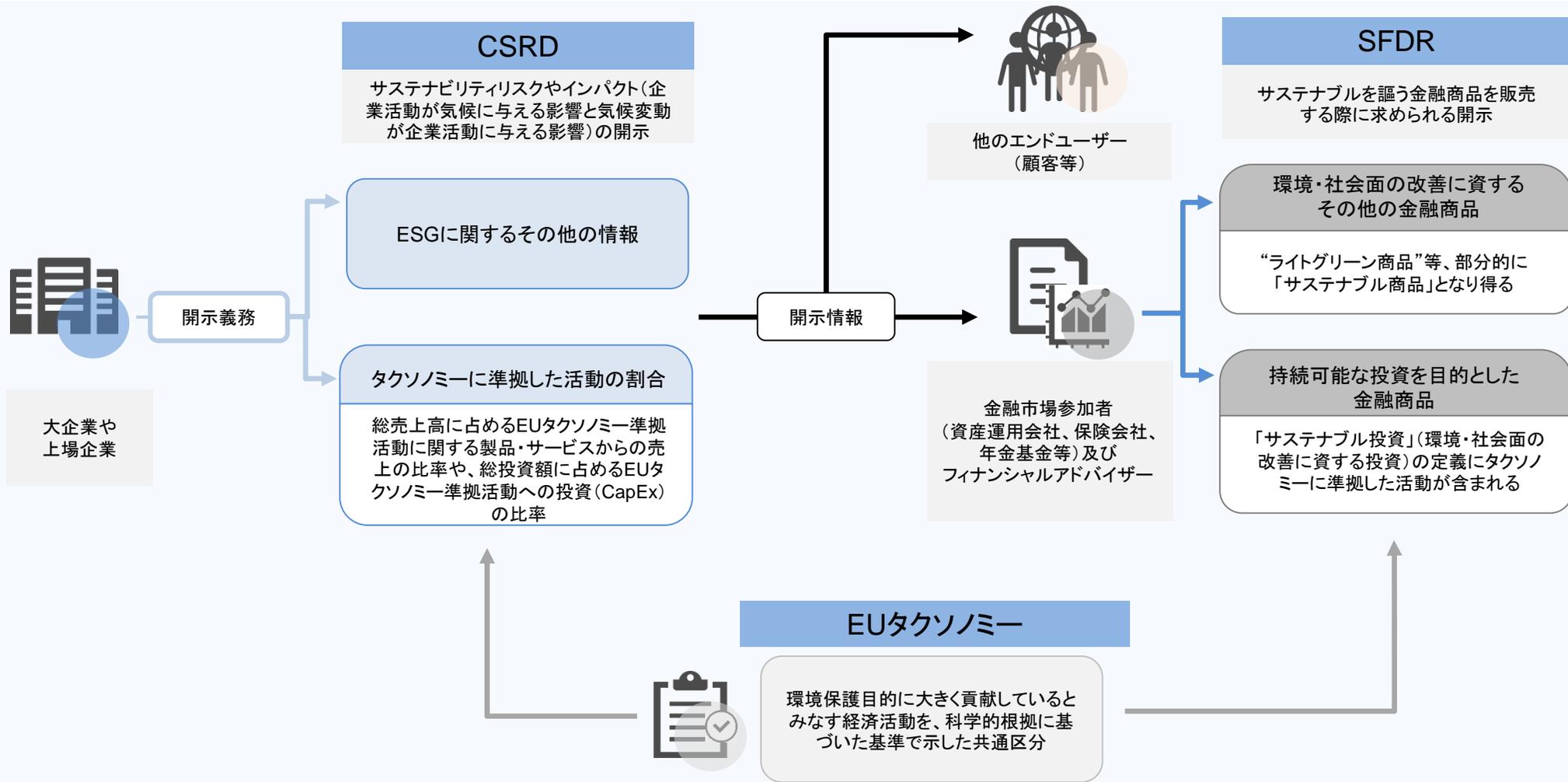
(注2) 大企業は、従業員250人以上、純資産2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロのうち2つを満たすもの

(注3) 上場企業のうち、零細企業(a: 総資産残高35万ユーロ、b: 純売上高70万ユーロ、c: 従業員数10名のうち、2つ以上の条件を超えない企業)を除く

(出所) 欧州委員会ホームページ等

EUの動向④(サステナブルファイナンスパッケージ)

- 金融機関や事業会社等は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)や金融機関等のサステナビリティ開示規制(SFDR)によって、EUタクソミー基準を満たす製品・サービスからの売上が総売上高に占める比率等の開示が必要となる



I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見

II. 気候変動対応に関する開示

A) 開示内容

B) 開示基準

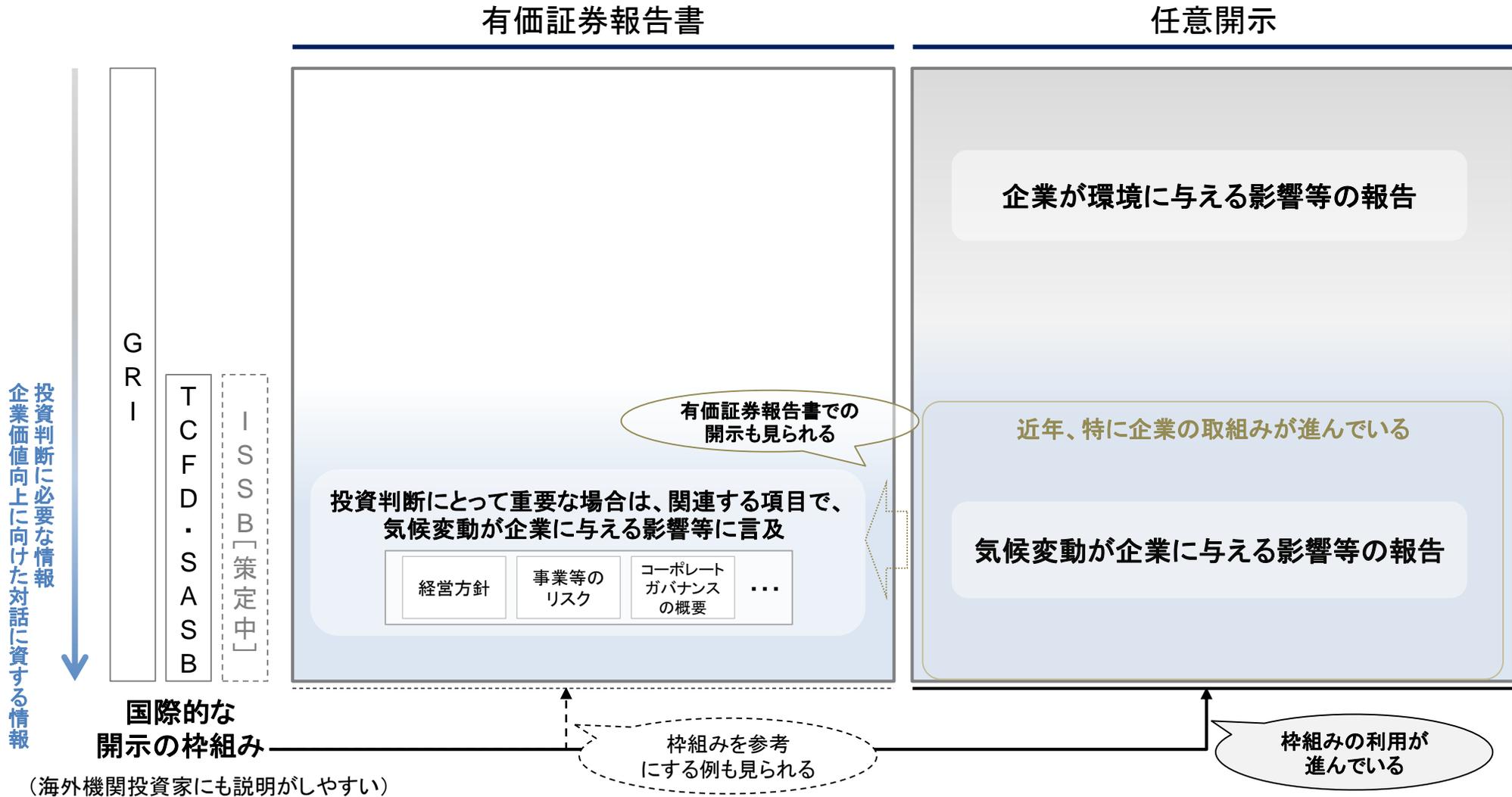
C) 諸外国における開示制度の検討状況

D) その他の留意点

III. ご議論いただきたい事項

開示媒体①(気候変動開示の状況)

- 気候変動対応に関する開示は、任意開示で取組みが進んでいるが、有価証券報告書での開示も見られる



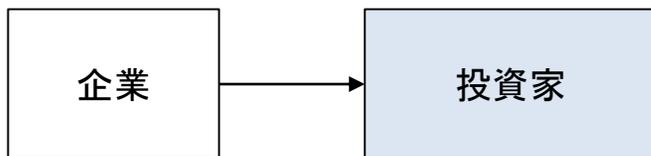
開示媒体②(有価証券報告書と任意報告の役割)

- 有価証券報告書と任意開示は、開示対象の違いにより、開示内容やその役割が異なっている

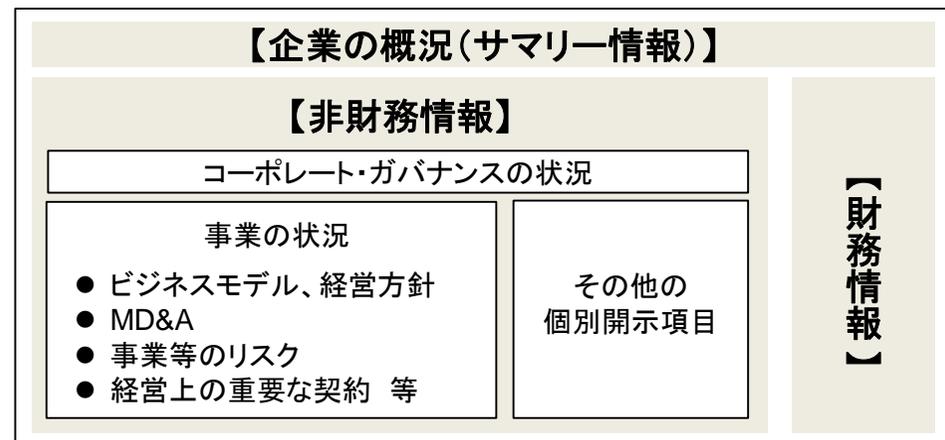
開示対象

開示内容

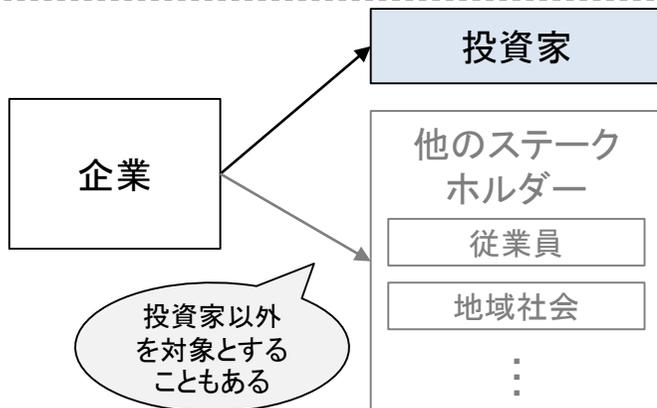
有価証券報告書



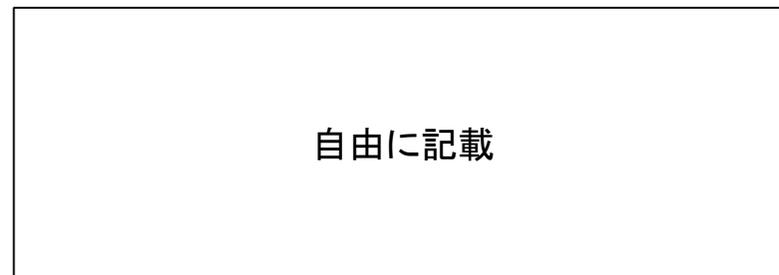
投資家の投資判断に必要とされる情報
企業と投資家との間の建設的な対話に資する情報



任意開示



企業の創意工夫を生かした情報



II

D

開示媒体③(開示媒体の発行数)

□ 有価証券報告書の提出企業数に比べ、任意開示を行っている企業数は少数

有価証券
報告書

上場企業

東証1部 (2189)	東証2部 (472)	ジャスダック (694)	マザーズ (382)	東証以外の 市場 (95)
----------------	---------------	-----------------	---------------	---------------------

約3800社

上場企業以外の 金商法開示企業

- 有価証券届出書提出企業
- 株主が1000人以上の企業 等

約480社

自己表明型統合レポート^(注)の発行企業数

任意開示

東証1部	東証2部	ジャスダック マザーズ	非上場
531社	8社	6社	34社

(注)企業価値レポーティング・ラボにおいて、編集方針等で、統合レポートであることや財務・非財務情報を包括的に記載している等の統合報告を意識したと思われる表現があるレポートを、「自己表明型統合レポート」としてカウント。調査対象は上場企業をベースとして、把握できる範囲で非上場企業やその他法人等も含めている

(出所)上場企業数は、東京証券取引所(東証の各市場の上場数は2021年8月31日時点)、上場企業以外の金商法開示企業数は、EOL(8月31日時点)、自己表明型統合レポートは、KPMG「日本企業の統合報告に関する調査2020」より金融庁作成

- 34 -

将来情報に関する記載と虚偽記載の責任

- 有価証券報告書における将来情報に関する記載については、金融庁より、提出後の事情の変化をもって虚偽記載の責任を問われるものではないと考えられるとの見解を公表

2019年1月の開示府令改正
パブリックコメントへの回答(抜粋)

提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある
と認識している主要なリスクについて、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が
されていた場合、提出後に事情が変化したことをもって、虚偽記載の責任を問われるものでは
ないと考えられます

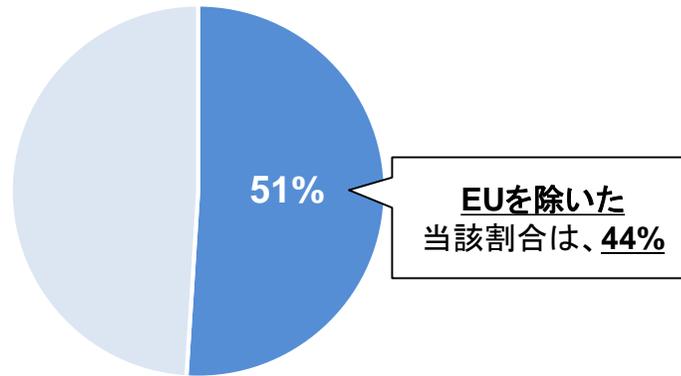
保証業務①(サステナビリティ情報への保証の状況)

□ ESG情報を開示している企業^(注1)のうち、世界では約51%、日本では約47%が保証を受けている

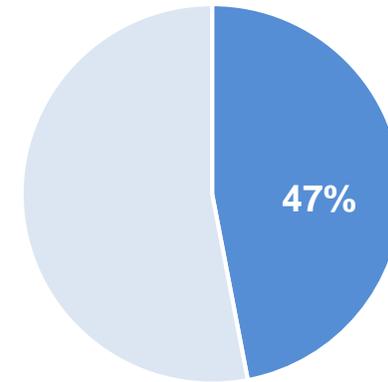
世界

日本

保証を受けているESG開示情報の割合

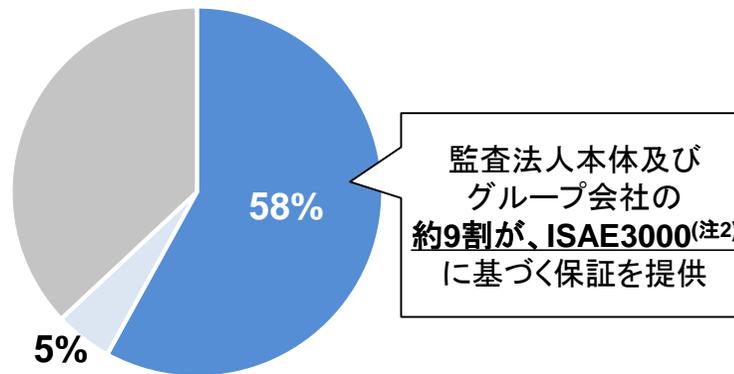


■ 保証を受けている ■ 保証を受けていない

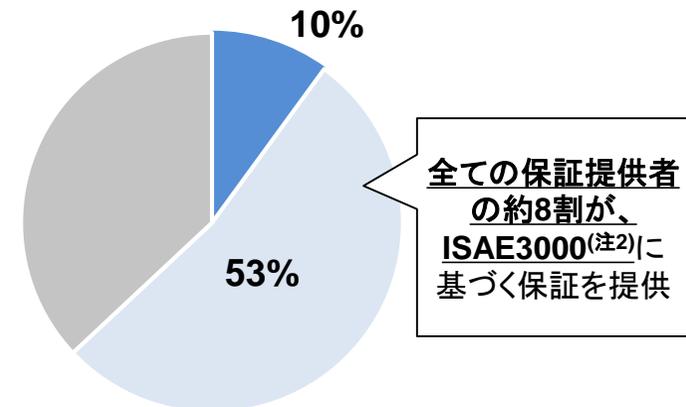


■ 保証を受けている ■ 保証を受けていない

上記ESG開示情報に保証を提供している組織の割合



■ 監査法人本体 ■ 監査法人グループ会社 ■ その他



■ 監査法人本体 ■ 監査法人グループ会社 ■ その他

(注1) 調査対象は、22ヶ国地域のそれぞれ時価総額トップ100(地域によってはトップ50)の企業

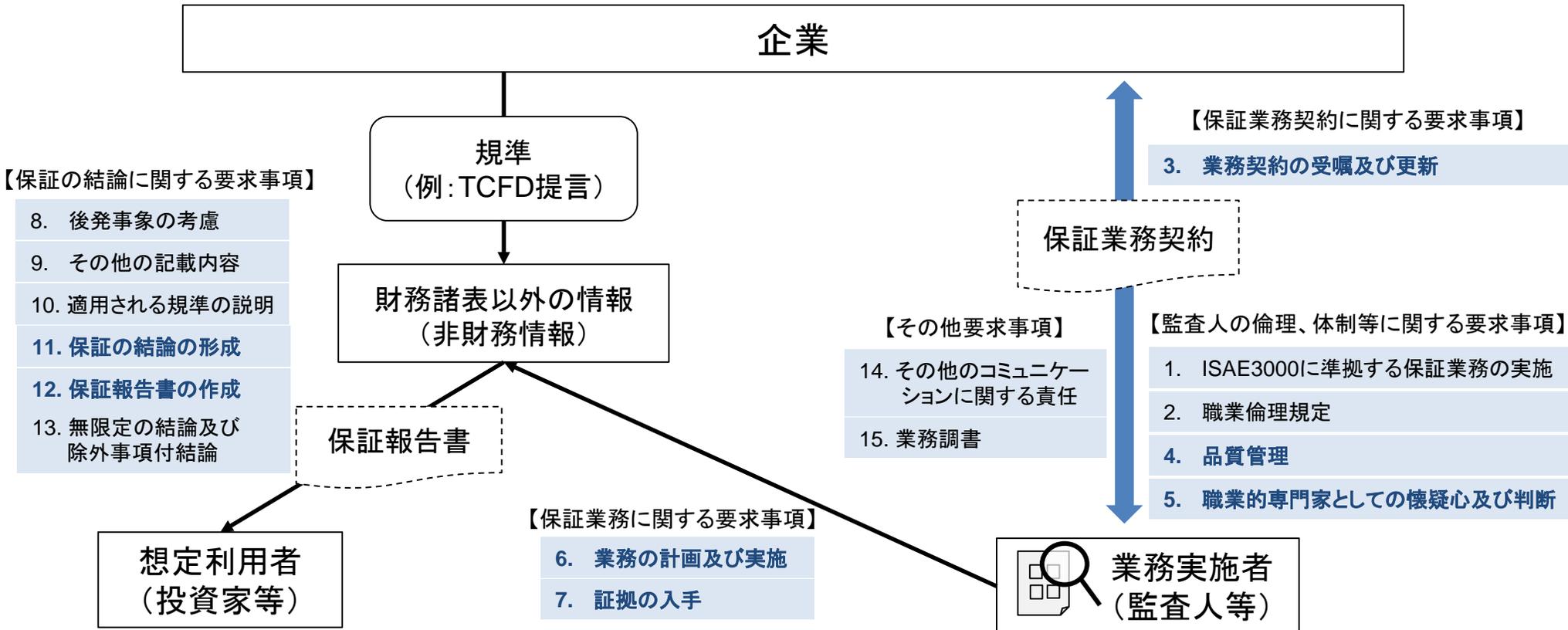
(注2) International Standard on Assurance Engagements 3000: 国際保証業務基準第3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」

(出所) 国際会計士連盟(IFAC)報告書「The State of Play in Sustainability Assurance」(2021年6月)

[参考]保証業務②(サステナビリティ情報の保証業務に関する基準)

- 国際監査基準を策定している国際監査・保証基準審議会 (IAASB) では、財務諸表以外の情報に対する保証業務の基準として、国際監査保証業務基準第3000号 (ISAE3000)^(注1)を策定している
- 近年のサステナビリティ情報への関心の高まりを受け、2021年3月、IAASBは、ISAE3000の保証業務への適用に関するガイダンス^(注2)を公表

企業の非財務情報に対する保証を、ISAE3000に基づいて提供する場合の要求事項



(注1) Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information (国際保証業務基準3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」)

(注2) IAASBが2017年10月より実施した「拡張された外部報告(EER)」プロジェクトにおいて策定された、ISAE3000の適用に関するガイダンスを指す。太線青字は、当該ガイダンスにおいて対応しているISAE3000の要求事項。このほか、ガイダンスでは定性的情報、及び将来情報に関するものが含まれる

(出所) 日本公認会計士協会「国際監査基準 (ISA) 等の翻訳完了について、ISAE3000」、IAASB本会合資料 (2020年12月)

- I. 第1回会議での気候変動開示に関する意見
- II. 気候変動対応に関する開示
 - A) 開示内容
 - B) 開示基準
 - C) 諸外国における開示制度の検討状況
 - D) その他の留意点
- III. ご議論いただきたい事項

開示における
重要性
(マテリアリティ)
の考え方

- 有価証券報告書の記述情報における「重要性」(マテリアリティ)については、一般的には、「投資家の投資判断にとって重要か否かについて判断すべき」と整理しているが、サステナビリティ開示についても、同様の考え方でよいか。また、「投資家の投資判断にとって重要か否か」は、企業価値への影響を考慮して判断するというアプローチ(注:P10参照)について、どのように考えるか。

開示充実
の方向性

- サステナビリティ開示に関して、以下のような御意見があるが、有価証券報告書における開示の検討にあたり、更にどのような点を踏まえる必要があるか。
 - (i) サステナビリティ開示の枠組みに関する国際的な検討状況を踏まえ、我が国企業の取組みが投資家に十分理解されるような開示とすることが求められる
 - (ii) 国際的な議論がまさに行われているところであり、まずは当面の対応の検討、将来的には来年夏に策定予定のISSB基準などを踏まえた検討が必要
 - (iii) 投資家、企業双方にとって意味のある開示となるよう、比較可能性を考慮する一方で、開示における優先度や企業の実務負担を十分踏まえる必要がある
 - (iv) 一部の上場企業における創意工夫を生かした任意開示を十分受け止められる枠組み(例えば、有価証券報告書において任意開示等を参照することより総覧性を確保するなど)が望ましい

ご議論いただきたい事項②

開示充実
の方向性

- サステナビリティ開示に関して、気候変動開示に係るTCFDでは、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という枠組みが示されているが、開示において特に優先度が高いと考えられる項目は何か。

海外当局の動向・
スケジュール

- 本年11月にCOP26が開催され、来年6月にはIFRS財団のサステナビリティ報告基準が最終化される見込みである中、各国当局がサステナビリティ開示に関する取組みが進んでいる。国内の検討もこうした国際的な動きと歩調を合わせたものとする必要があると考えられるが、今後のスケジュールを考える上で留意すべきことはあるか。

その他

- 上記の他、気候変動開示に関して、留意すべき事項はあるか。